

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
役員並びに非常勤者の費用弁償及び報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員並びに非常勤者の費用弁償及び報酬について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程による役員並びに非常勤者とは、次に掲げる者をいう。

(1) 本会役員（理事・監事）

(2) 評議員並びに本会関係者として会長から委嘱された上記以外のもの

(費用弁償)

第3条 役員等が、会長又は本会規程に定める委員会等の長の招集する会議及び心配ごと相談所業務で出席したときは、別表に掲げる費用弁償及び報酬を支給する。

2 役員等が、会長の依頼により業務のため旅行するときは、本会職員に支給する旅費の例により旅費を支給する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。